

医政発 0401 第 19 号
令和 8 年 4 月 1 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」等の一部改正について

所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 12 号）の施行により、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）が令和 8 年 3 月 31 日付けで改正されること等に伴い、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号厚生労働省医政局長通知）及び「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和 4 年 4 月 1 日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知）を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、同日より適用することとしたため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知）本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
医政発0528第4号	医政発0528第4号
令和3年5月28日	令和3年5月28日
医政発1001第6号	医政発1001第6号
令和3年10月1日	令和3年10月1日
医政発1228第9号	医政発1228第9号
令和4年12月28日	令和4年12月28日
医政発0331第8号	医政発0331第8号
令和5年3月31日	令和5年3月31日
医政発0401第31号	最終改正 医政発0401第31号
令和6年4月1日	令和6年4月1日
<u>最終改正 医政発0401第19号</u>	
<u>令和8年4月1日</u>	
各 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 </div>	各 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長 </div>

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第13条第1項に規定する再編計画の認定（同法第13条の5第1項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について

所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第12条の2の2第1項に規定する再編計画の認定（同法第12条の6第1項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。

当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記	記
<p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>令和3年5月28日から令和<u>10</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10(本則1000分の20)とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2(本則1000分の4)とする。</p> <p>(2) 医療機関の手続</p> <p>再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、</p> <p>① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第30条の5</u>の規定に基づき、別添様式の租税</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 制度の概要</p> <p>令和3年5月28日から令和<u>8</u>年3月31日までの間に再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地の取得をし、取得後1年以内に所有権の移転の登記を行った場合、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率を1000分の10(本則1000分の20)とし、建物の建築をし、建築後1年以内に建物の所有権の保存の登記を行った場合、当該建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率を1000分の2(本則1000分の4)とする。</p> <p>(2) 医療機関の手続</p> <p>再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、</p> <p>① 登記を行う前に、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第31条</u>の規定に基づき、別添様式の租税特別</p>

特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

② （略）

3 照会・申請先
（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階
北海道厚生局健康福祉部医事課
TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階
東北厚生局健康福祉部医事課
TEL：022-726-9263

（関東信越厚生局）

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F
関東信越厚生局健康福祉部医事課
TEL：048-740-0754

措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。

② （略）

3 照会・申請先
（北海道厚生局）

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎8階
北海道厚生局健康福祉部医事課
TEL：011-709-2311

（東北厚生局）

〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア13階
東北厚生局健康福祉部医事課
TEL：022-726-9263

（関東信越厚生局）

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7F
関東信越厚生局健康福祉部医事課
TEL：048-740-0754

(東海北陸厚生局)

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎
第3号館3階

東海北陸厚生局健康福祉部医事課

TEL : 052-971-8836

(近畿厚生局)

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階
近畿厚生局健康福祉部医事課

TEL : 06-6942-2492

(中国四国厚生局)

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビ
ル2階

中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL : 082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポー
ト合同庁舎北館4階

四国厚生支局健康福祉課

TEL : 087-851-9566

(東海北陸厚生局)

〒461-0011 愛知県名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎
第3号館3階

東海北陸厚生局健康福祉部医事課

TEL : 052-971-8836

(近畿厚生局)

〒540-0011 大阪府大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階
近畿厚生局健康福祉部医事課

TEL : 06-6942-2492

(中国四国厚生局)

〒730-0017 広島県広島市中区鉄砲町7-18 東芝フコク生命ビ
ル2階

中国四国厚生局健康福祉部医事課

TEL : 082-223-8204

(四国厚生支局)

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワ
ー9階

四国厚生支局健康福祉課

TEL : 087-851-9566

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階

九州厚生局健康福祉部医事課

TEL：092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生(支)局にご確認ください。

(九州厚生局)

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎2階

九州厚生局健康福祉部医事課

TEL：092-472-2366

※メールで申請書等を提出する場合の送信先は、各厚生(支)局にご確認ください。

- 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和4年4月1日付け医政発0401第25号厚生労働省医政局長通知）
本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p>医政発0401第25号 令和4年4月1日 医政発1228第9号 令和4年12月28日 医政発0401第31号 令和6年4月1日 <u>最終改正 医政発0401第19号</u> <u>令和8年4月1日</u></p>	<p>医政発0401第25号 令和4年4月1日 医政発1228第9号 令和4年12月28日 <u>最終改正</u> 医政発0401第31号 令和6年4月1日</p>
<p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p>	<p>各 { 都道府県知事 保健所設置市長 特別区長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p>

再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第13条の6に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が本日より講じられることとなりました。

当該特例措置の概要等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総

再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「医療介護総合確保法」という。）第12条の7に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に基づき不動産を取得した場合に、当該不動産の取得に対して課される不動産取得税の課税標準の特例措置が本日より講じられることとなりました。

当該特例措置の概要等については下記のとおりですので、貴職におかれては、これを十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。

記

1 特例措置の概要

地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総

合確保法第 13 条第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。) が、当該認定を受けた再編計画 (同法第 13 条の 5 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。) に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置 (以下単に「特例措置」という。) を令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 (略)

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。

合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。) が、当該認定を受けた再編計画 (同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。) に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置 (以下単に「特例措置」という。) を令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで講ずるもの。

2 (略)

3 特例措置の適用期間

特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。